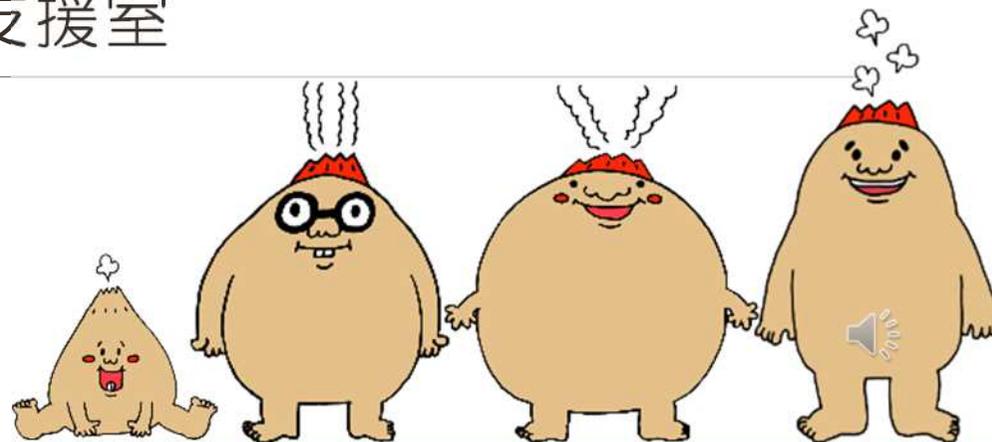




# 高齢者虐待の防止について

鹿児島市 認知症支援室



# 高齢者虐待防止法 H18. 4. 1～

(高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)

「高齢者虐待」とは、65歳以上の高齢者に対して

- ・養護者(高齢者を※現に養護している家族、親族、同居人等)
- ・養介護施設従事者等(介護サービス事業や養護施設、介護施設の職員等)

が行う次の行為を規定しています。

※「現に養護している」とは、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、高齢者の日常生活に必要な行為を管理したり、提供することを指します。



## 身体的虐待



- 殴る ● 蹴る ● つねる
- 無理やり食事を口に入れる
- 意思に反して身体を拘束する
- 外出を制限し、外部と接触させない など

# 高齢者虐待の5つの類型

虐待は一つの種類が単発で発生するとは限らず、**複数の虐待が同時に**行われている場合があります

## 心理的虐待



- 怒鳴りつける ● ののしる
- 悪口を言う ● 無視する
- 侮辱を込めて子供のように扱う など

## 経済的虐待



- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の年金や預貯金を勝手に使う
- 本人の自宅等を無断売却する など

## 介護・世話の放棄・放任



- 劣悪な住環境で生活させる
- 食事を与えない
- 入浴をさせない
- オムツを交換しない
- 受診させない など

## 性的虐待



- わいせつな行為をする
- 性的行為を強要する
- 排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する など

# 養介護施設の設置者、養介護事業者における責務

(高齢者虐待防止法第20条)

- 虐待防止のための従事者に対する研修の実施
- 利用者や家族からの苦情処理体制の整備
- 従事者等による※高齢者虐待の防止のための措置

※高齢者虐待の防止のための措置とは…

例えば良好な人間関係を保てる職場づくりや、職員のストレスチェック等



# 虐待の未然防止・早期発見に向けた取組

---

- 虐待防止検討委員会の開催
- 指針の整備
- 定期的な研修の実施
- 担当者の設置

※令和6年4月より義務化



# 養介護施設従事者等の通報義務

(高齢者虐待防止法第21条)

虐待を受けたと思われる高齢者を発見したら



市町村に通報

(鹿児島認知症支援室・谷山支所福祉課・長寿あんしん相談センター)

## 通報者の保護

(同法第21条)

- 守秘義務との関係  
秘密漏示罪や守秘義務違反に問われることはない。
- 不利益取扱いの禁止  
通報したことによる不利益な扱いを受けない。

